

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	令和元年度第2回東村山市子ども・子育て会議				
開催日時	令和元年7月30日(火) 午後6時30分～8時30分				
開催場所	いきいきプラザ3階マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 河津会長、佐藤委員、十時委員、永田委員、村野委員、横須賀委員、坂本委員、山口(和)委員、山口(暁)委員</p> <p>(市事務局) 瀬川子ども家庭部長、谷村子ども家庭部次長 【子ども政策課】榎本課長、古田主査、上野主査、青柳主事、神原主事 【子育て支援課】嶋田課長 【子ども家庭支援センター】高橋課長 【子ども育成課】安保課長、江川課長補佐、星係長、山根係長 【児童課】吉原課長、竹内課長補佐 【社会教育課】平島課長、齋藤係長</p> <p>●欠席者：</p> <p>(委員) 井原会長職務代理、西澤委員、大澤委員、野澤委員、當麻委員、千葉委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/		傍聴者数 1名
会議次第	<p>1.開会 2.事務連絡 3.審議 (1)第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画策定について(継続審議) 4.報告 (1)平成31年度児童クラブ入会状況等について 5.その他 6.閉会</p>				
問い合わせ先	担 当	子ども家庭部子ども政策課			
	電話番号	042-393-5111(内線3201)			
	ファックス番号	042-394-7399			
会 議 経 過					
1.開会					
2.事務連絡					

《 新任委員 1 名より挨拶 》

3. 審議

(1) 第 2 期東村山市子ども・子育て支援事業計画策定について（継続審議）

◎会長

本日は、まず、前回（第 1 回）会議での議論等を踏まえ作成した第 1 章から第 3 章までの計画書（案）について、次に、第 4 章イメージ図を参考に、それをどのように計画書に反映していくかについて、最後に、本計画の主となる部分である教育・保育の提供体制に関しどのように量を見込むかについて、大別してこれら 3 つのことについて審議をしていただく。

それではまず、第 1 章から第 3 章までの計画書（案）について事務局から説明をしていただきたい。

子ども政策課主査より、資料 1 骨子案のうち、前回会議での議論を踏まえ、第 1 章から第 3 章までの計画書案として作成した資料 2 について説明。ポイントは以下の通り。

■第 3 章の基本理念は、現計画において、総体としての待機児童の減少や、切れ目のない支援体制の強化等、一定程度の成果が得られた一方で、地域全体での子育て支援体制の強化等、更なる充実が求められていることを考慮し、現計画の基本理念を継続して設定していること。

■計画の視点については、前回会議での議論を踏まえ、子どもを 1 番目に位置づけて、2 番目は保護者、3 番目を子ども・子育て世帯を支える地域全体とする構成となっていること。

■基本目標のうち、基本目標 3 は、各エリアにおける地域の大きな輪の中で、地域が主体となって子ども・子育て世帯を支援していくことを想定した内容となっていること。

■提供区域及びエリアの設定については、現計画と同様、提供区域は、待機児童についての分析内容を踏まえ、市内全域である 1 区域と設定し、エリアについては、その地域ごとの特色を活かした教育・保育の質の担保を図るという役割を果たしていくことが求められていることを考慮し、5 エリアと設定していること。

◎会長

まず、第 1 章について、何か意見はあるか。

◎A 委員

3 ページの計画策定の背景・趣旨に「幼児教育・保育の無償化」が入っているのはとても良いと思う。

また、第 2 期計画に関係のある計画として新たに加わった東村山市障害児福祉計画策定の背景も、本計画書のどこかに記載できると良いと思う。

◎会長

事務局から何かあるか。

○子ども政策課主査

東村山市障害児福祉計画策定の背景は、本計画書のどのページに記載することをイメージしているのか意見を伺いたい。

◎A 委員

どこと言うわけではなく、今回新たに加わったことが明記されていればいいと思う。

◎B 委員

第2期計画においては、幼児教育・保育の無償化の動きは新・放課後子ども総合プランの実施と並んで、大きな影響をもたらさずと思っているので、3ページの計画策定の背景・趣旨に幼児教育・保育の無償化が明記されていて良いと思う。併せて、無償化の内容等について、もう少し詳しい説明が書いてあると良いと思う。

○会長

まず、第1章について、3ページに掲載されているこれまでの経緯については一通りかけていると思うし、「全ての子どもと大人と一緒に」や、「量的拡充だけでなく質的改善も図る」といった本計画のポイントとなる文言も抑えていると思う。幼児教育・保育の無償化に関する説明文の記載については、場合によっては欄外に経緯を記載するなど、文章全体の構成は変えずに掲載するのは出来ると思う。

次に、第2章について、女性の就業率が上昇している東村山においては、今後それに対応する分保育需要が高まっていくと思う。また、結婚年齢も徐々に上昇していることを考えると、結婚するまで働いている人が多いのではないかと考えられるが、20歳台から30歳台前半までの、一般的に子育て世代や未就学児や小学生の保護者の世代が中心となっていると言われる年齢層の労働力率が下がっている状況については、これが何を意味するのか考えていきたい。

第1章、第2章について、委員から他に何か意見はあるか。

《 委員より意見無し 》

◎会長

それでは、第1章、第2章については、暫定的ではあるがこれで集約することとする。

続いて、第3章について、16ページの計画の視点は、子どもを1番目に位置づけて、2番目は保護者、3番目を子育て家庭を支える地域全体とする構成となっている。この視点をもって掲げる基本目標が17ページに記載してある。

第3章について、委員から何か意見はあるか。

◎C 委員

「親育ち」を支援するに当たっては、子どもの保護者に、子育てが楽しいことだけでなく、命を守る覚悟が必要であることを伝えていかなければならないと思う。

また、地域全体での子育ては、出来ることから着実に取り組み、実現させていきたい。

◎会長

かつては、「親育ち」という言葉に抵抗を感じる人も多くいたが、徐々に定着してきているように感じる。子育てをすることによって保護者自身が子どもから学びながら成長することは確かな事であるし、それ自体に間違いはないことであると考え

る。
他に意見はあるか。

◎B 委員

基本目標の達成に向けて、新・放課後子ども総合プランがどのように本計画に反映されていくのか。本来ならば国の示す方針をそのまま踏襲していくこととなるかと思うが、当市の実情を鑑み、どのように取り組んでいくのか、注視していきたい。

◎会長

第2期計画の全体像は8月以降に見えてくるかと思う。今回は、計画の冒頭の部分に絞り、議論をしているものである。

第3章の基本目標3の「地域まるごと子育て支援」という文言については、全体主義的で、すべてを一括りにして一丸となってやるといったようなことが連想されてしまうため、地域皆で一緒に子育て支援をする、すなわち、いわゆる親任せでは、現代においては、家庭等が孤立化して潰れてしまうためみんなで協力をしよう、という意味で、「地域みんなで」や「地域一緒に」といった言葉にするのが正しいと思う。

これについて、委員から何か意見はあるか。

◎D 委員

確かに「地域みんなで」の方がしっくりくると思う。

《F 委員、G 委員、E 委員より賛同の声あり》

◎E 委員

計画の視点の1番目に位置付けられている「子どもの健やかな育ちの視点」は、説明文の中に「子どもの成長の発達が保障される」とあるように、児童福祉的な意味合いを持つものだと思う。一方で、基本目標1には、「必要な人が支援を受けられるように」とあり、親への支援に視点が偏っているように見える。

◎会長

基本目標1については、本計画の趣旨に鑑みて、「子どもの健やかな育ちを支えるため」の部分では、量的拡充だけでなく、質的向上にも触れるニュアンスになっている。一方で、後半部分は、特別な支援を必要とする子どもへの配慮もニュアンスとして組み込んだ表現となっている。

◎E 委員

例えば、基本目標1の「必要な人」という文言を、「必要な子ども」に変えるのはどうか。

◎会長

当然、「人」の中には「子ども」も含まれると思うが、あえて「子ども」と明記し

た方が適切ではないか、という意見だと思う。
行政から何かあるか。

○子ども政策課主査

まず、計画の視点と基本目標の結びつきについては、1つの視点が必ずしも1つの目標に結びつくものではなく、3つの視点は全ての基本目標に結びつくものであるとの考えから、子どもへの支援の視点もあれば、保護者への支援の視点もあるものとして、基本目標1では「人」という文言でお示しさせていただいた。

また、基本目標3の「地域まるごと子育て支援」については、前期計画においても基本目標として掲げられていたものであり、前期計画の進捗状況等に鑑みると、引き続き目標として設定するのが良いのではないかと考え、提案させていただいたものである。

◎会長

基本目標3の趣旨は、子育て支援をまるごとやるのではなく、みんなで子育て支援をやることである。一方で、「地域まるごと子育て支援」という言葉は、子育て支援の対象をまるごとまとめて面倒見るということを意味するものになるため、日本語としては誤りであると思う。

◎A 委員

「地域まるごと子育て支援」という表現だと、行政が主体となって地域をまるごと支援するものと捉えられるが、「地域みんなで子育て支援」という表現に変えると、地域のみんが主体となって支援するイメージにつながると思う。

◎会長

主体をどう考えるかによると思う。公と民が一体となって行政を作っていくことが、本来の地方自治の考え方であることを考えると、公と民が協働して、地域全体の仕組みや仕掛けを計画に盛り込むことが大事だと思う。

また、エリアの考え方から見ても、「みんなで」はずれていないと思う。

◎A 委員

公立保育所を拠点に、地域担当職員が子育て世帯へ訪問支援を行っていることを計画の中に記載してもいいと思う。

◎会長

第1章から第3章までについて、他に委員より意見がなければ集約としたいがどうか。

○子ども政策課主査

基本目標の設定は本計画において重要な部分であることから、基本目標3については、今回会議での集約とせず、欠席委員も含めすべての委員に対し後日改めて意見を募るのはどうか。

◎会長

そのようにしたいと思う。

それでは続けて、第4章の施策体系のイメージ図について、事務局より説明をしていただいた上で、審議を行いたい。

子ども政策課主査より、**資料4**第4章のイメージについて説明。ポイントは以下の通り。

■第4章は、本計画の趣旨や狙いについての理解を促すための章として、本計画において新たに設けたものであること。

■主な施策については、各政策に特に関連性が高い事業等を紐づけて記載していること。

◎会長

1つの事業等が複数の基本政策に関連する場合もあることから、主な施策を記載しているものである。本計画ではそれを整理することはなかなか難しいものと考えるがどうか。

◎C 委員

主な施策を一つの枠にまとめるのはどうか。

◎A 委員

障害者福祉計画のように、基本目標の下に施策の方向性を、さらにその下に主な取り組みを挙げてはどうか。

○子ども家庭部次長

基本目標について、具体的にどのような施策が分類されるのか、基本目標の下に個別の目標が紐づけられている一般的な市の総合計画と比べてどうなのか、ご指摘いただいたものと捉えた。本計画は、教育・保育を中心に量の見込みを適切に設定し、それに対する具体的なアクションプランを整理するものであることから、必ずしも基本目標にぶら下がった施策体系別に具体的なアクションプランの整理ができるものでないと思う。これら内容を今後どのように計画に反映させていくのかについては、再検討させていただきたい。

◎会長

最後に、第5章のうち、教育・保育の量の見込みについて、まず事務局から説明していただく。

子ども政策課主査より、**資料5**を用いて本計画の主眼となる教育・保育の量の見込みの設定の考え方について説明。ポイントは以下の通り。

■児童人口の推計や利用希望把握調査の結果を踏まえ算出する「国のルールに基づく算定値」と各所管が持つ申請等の実績を考慮し算出する「行政データを用いた算定値」の考え方については、昨年度の会議において認識の共有が図られており、今後はこれらと比較しながら量の見込みを設定していくこととなること。

■各算定値の全体的な傾向としては、国のルールに基づく算定値は、児童人口推計の減少に利用希望把握調査から算出される割合を乗じていることから年々減少していく傾向にある一方、行政データを用いた推計値は過去の利用実

績が年々増加していることから総体としては増加していく傾向にあると考えられること。

■ 1号認定及び2号認定の行政データを用いた算定値は、全体としての利用者の伸び率を算出したうえで、幼児教育・保育の無償化等がどの程度影響するか勘案しながら、実績等からそれぞれの割合が今後どのように変化していくか見込み、1号認定については減少し、2号認定については増加していくものとして設定していること。

■ 3号認定の行政データを用いた算定値は、育児休業制度の充実がもたらす影響等を考慮しながら、0歳児については減少し、1～2歳児については増加していくものとして設定していること。

◎会長

市が施策を展開していくに当たっては、毎年その時々状況等を見ながら進めていくことになるが、計画上、児童人口の推計に基づく児童人口の減少や幼児教育・保育の無償化等がどのように影響するか考えながら量を見込むことは重要であり、難しくもある。

委員から何か意見はあるか。

◎E 委員

育児休業制度の充実に伴い、1～2歳児の保育需要が増加していく推計は妥当であると考えます。一方で、0歳児の保育需要については、国のルールに基づく算定値をそのまま量の見込みとし増加していくのは危険であると思う。

◎A 委員

経済的な理由等により保育園に入りたくても入れていない人など、潜在的な需要は含まれているのか。

○子ども政策課主査

利用希望把握調査の結果を踏まえて算出する国ルールに基づく算定値の中に含まれているものと認識している。

補足として、過去の利用実績等から算出する行政推計を用いた算定値においては、0歳児の需要は減少していくものとなっているが、その分1～2歳児の需要は増加していくものと見込まれており、総体として需要は増加していくものと考えている。

◎D 委員

実感としては、1・2歳児のクラスに入れないと見込んだ場合は、育児休業を延長して3歳から幼稚園等を利用するというよりは、0歳のうちに保育所等に入れようとする親が多いと感じる。

◎E 委員

0歳児の受け皿を作るというよりも、途中入所を可能とする環境整備や、親と子が自宅で過ごせるように支援していくことを考えていければいいと思う。

◎会長

第1章から第4章までの概ねの内容については集約できたとし、第5章の内容に

については、次回会議以降で具体的に議論していきたい。

4. 報告

(1) 平成31年度児童クラブ入会状況等について

子ども政策課主事より、資料6参照のもと、平成31年度4月時点における児童クラブの入会状況等について説明。ポイントは以下の通り。

■当市の児童クラブにおいては、これまで、可能な限り受け入れを行ってきた経過があり、明確な定員という概念のもとに受け入れを行ってきているわけではないという実情に鑑みると、児童クラブの「入会できなかった児童」は「待機児童」とは趣旨の異なるものであること。

■入会できなかった児童が増加した要因の一つとして、入会要件に満たなかった児童からの入会申し込みや期限を超過した入会申し込みがあったことなどが影響したものと捉えていること。

◎D 委員

児童クラブに入れなかった理由として一番多かったのは、期限を超過したからなのか、入会要件に満たなかったからなのか。

○児童課長

期限を超過したことにより入会できなかった児童が最も多い。昨年度と比較した中でも、このような児童が増えていると考える。

◎会長

現在においても、定員を超えて児童を受け入れているのか。

○児童課長

現在は、入会審査基準を満たし、かつ申し込み期限内に申し込まれた児童について、安全に配慮しながら可能な限り受け入れを行っている。今後は、令和2年3月31日をもって面積要件等の経過措置期間が満了となることに伴い、どのような受け入れを行っていくことが適切であるか等について検討していく。

○子ども家庭部次長

現状においては、児童一人あたり1.65㎡を下回るかたちでの受け入れを行っている。来年度に向けては、法上の制約が発生することから、現時点で見込まれる需要に答えられるよう施設整備を進めているところであり、今後は児童一人当たり1.65㎡の確保が可能となるよう利用の仕組みを整えていきたいと考えている。

◎会長

他に質問等なければ、本件については以上とする。

5. その他

6. 閉会

